

# 下水道が使える ようになる区域



# 公共下水道の使える区域が広がります



3月31日(日)から、北部区画整理地区の一部をはじめ、14町の区域で新たに下水道が使えるようになります。これで、市全体で下水道が使える区域は118.9町になり、市民の約41%の人が下水道が使えることとなります。

なお、今回新たに下水道が使えるようになる区域の縦覧を、次のとおり行います。

とき▼3月15日(金)～29日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く) ところ▼下水道管理課(西庁舎2階)

も早く接続をお願いします。

1月末日現在では、下水道が使える区域の約84%の市民(約5万人)が下水道を利用しています。

利用にあたっては、ふろ・台所などの生活雑排水やし尿を下水道管に、雨水は今までどおり道路側溝などに、それぞれ分けて流す必要があります。敷地内の排水管や排水ますは個人の財産ですので、個人の負担で施工することになります。この工事については、市が指定した「指定工事店」へ直接お申し込みください。



2回となっており、分割納付と一括納付(毎年9月の納期中のみ可能)の2通りの方法があります。

負担金の未納額があると、下水道へ接続することができませんので、忘れずに納めてください。納付書をなくした人は、再発行しますのでお申し出ください。なお、口座振替による納付はできません。

なお、区画整理区域内の一部の土地などでは、負担金の徴収を猶予しています。猶予の取り消しをするときは、あらかじめ該当する人へお知らせします。

**問い合わせ**  
料金・負担金については  
下水道管理課  
下水道建設課

